

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年1月29日（令和6年（行情）諮問第92号）

答申日：令和7年3月31日（令和6年度（行情）答申第1138号）

事件名：職員の人事異動に関する決裁文書の一部開示決定について

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月21日付け厚生労働省発総0921第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

当該職員が厚生労働省に在籍した際の部署名等、特に開示して問題がないと思われる箇所が不開示となっている。情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）においてインカメラ審理を実施し、法5条1号及び6号ニ該当性について再度検討することを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和5年7月31日付け（同年8月2日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「株式会社A、株式会社B、株式会社C、株式会社D（以下、併せて「A等」という。）、それぞれの企業において、厚生労働省への人材派遣を行った実績・期間、A等による人材派遣を行ったプロジェクト・案件、その他A等による厚生労働省への人材派遣の詳細が分かる文書一式」について、開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が原処分において別紙の1に掲げる本件対象文書を特定し、その一部を不開示としたところ、審査請求人がこれを不服として、令和5年10月30日付け（同年11月1日受付）で本件審査

請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「当該職員が厚生労働省に在籍した際の部署名等、特に開示して問題がないと思われる箇所が開示となっている。」旨を主張する。

イ 一般に公務員の職務遂行に係る情報である場合はその職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示すべきであるが、官民人事交流の対象となる職員（以下「当該職員」という。）個人が識別される情報は、それを公にすることで当該職員の民間企業における前職を特定することとなり、この情報は職務遂行に係らない個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 厚生労働省本省の職員名及び職名は一般に販売されている「ガイドブック厚生労働省」（発行：厚生行政出版会）に掲載されていることも併せて鑑みると、本件対象文書における当該職員の氏名及び職名を公にすることで当該職員の民間企業における前職を特定できることとなるから、当該情報は法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

イ 当該職員の性別、年齢及び最終学歴並びに履歴書及び職務経歴書の記載事項についても公開に親しまない個人情報であり、公にすることで個人の権利利益を害することとなり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

ウ 当該職員の前任職員に係る情報についても、上記アと同様の理由から、不開示とすることが妥当である。

エ 職員の退職手当金支給額及び適用される俸給に係る情報は、官報、国立国会図書館等で公表されている情報ではなく、また、慣行として公にされている情報ではない。

また退職金支給額及び初任給は各法令で定められていることから、当該情報を公にすることで職員個人の学歴や経験年数等の個人情報を推測する資料となるため、民間企業からの応募を前提とする官民交流対象職員においては、それらの情報を公にすることで、応募を萎縮させ十全な人材の確保を妨げることとなる。

さらに、本来対象職員の経歴に応じて決定すべき初任給や昇任の実績を公にすることで、将来応募を検討している者が当該情報に基づ

く経歴に適合しないため採用が適わないという誤解を招くおそれから応募を萎縮させいたずらに門戸を狭めることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号ニに該当するため不開示とすることが妥当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年1月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年2月21日 | 審議 |
| ④ 令和7年3月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び6号ニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は全体で8頁の文書であり、そのうち不開示部分は、別紙の2に掲げるとおりである。また、不開示理由は、原処分の決定通知書及び理由説明書（上記第3）によると、不開示部分の全体が法5条1号に該当し、さらに、職員の退職手当金支給額、適用される俸給及び昇任の記載は同条6号ニにも該当するとされている。
- (2) 不開示部分には、官民交流で厚生労働省に採用された3人の職員（国家公務員）の情報が記載されており、3人の職員の氏名も記載されていることから、個々の職員の情報ごとに、全体が法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ア 法5条1号ただし書イ該当性について

(ア) 氏名及び職名

平成17年8月3日の「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（情報公開に関する連絡会議申合せ）では、「各行政

機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする」とされているが、本件対象文書には3人の職員の職務遂行に係る情報が記載されているとは認められない。

他方で、当審査会事務局職員をして確認させたところ、独立行政法人国立印刷局発行の「職員録」では、官房総務課については、係によって記載の有無に違いはあるが、記載されている場合には係長までの職名及び氏名が記載されていることが認められる。また、厚生行政出版会が発行している「ガイドブック厚生労働省」では、係員を含めた全ての職員の氏名及び係長までの職名が記載されていることが認められる。

本件については、3人の職員の氏名及び職名を公にした場合、交流元企業名と結びついた公表慣行のない情報が明らかとなるため、氏名及び職名について公表慣行があると判断することはできない。

（イ）その余の不開示部分

a その余の不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分は、既に原処分で開示された情報からおのずと判明する情報であるといえ、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

b 上記aを除く不開示部分について、法5条1号ただし書イに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

不開示部分が当該情報に該当すると認めるべき事情は見当たらない。

ウ 次に法6条2項の部分開示について検討すると、上記ア（イ）aを除く不開示部分について、個人識別部分である氏名及び職名を除くその余の不開示部分は、3人の職員の立場を踏まえると、人に知られたくない情報であると認められ、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められない。このため、その余の不開示部分について、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

（3）以上のことから、別紙の3に掲げる部分を除く不開示部分は法5条1号に該当し、同条6号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3に掲げる部分は法5条1号ただし書イに該当し、また、このうち別紙の3（2）に掲げる部分は同条6号ニに該当するとは認められないので、別紙の3に掲げる部分は開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号ニに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条6号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び6号ニのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別紙

1 本件対象文書

「平成30年2月28日付及び平成30年3月1日付職員の異動について」
という件名の決裁文書一式（官房総務課作成）

2 不開示部分

(1) 3頁 平成30年2月28日付及び平成30年3月1日付け人事異動
(案)

- ・ 左端の枠及び同枠の右に接する部分の記述
- ・ 左から2番目の枠の一部及び同枠に接する部分の記述の一部
- ・ 左から3番目の枠の一部
- ・ 右端の枠の一部

(2) 4頁 異動内容

- ・ 異動内容欄の一部

(3) 5頁 異動内容

- ・ 異動内容欄の一部

(4) 6頁 履歴書

- ・ 様式を除く記載内容

(5) 7頁・8頁 職務経歴書

- ・ 様式（項目名）及び日付を除く記載内容

3 開示すべき部分

(1) 3頁の不開示部分のうち、左端の枠の右に接する部分の記述

(2) 俸給表の種類